

税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令等の一部を改正する省令（案） 参照条文

◎ 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（抄）

（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正）

第七条の八 修正対象物品（経済連携協定において、当該経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける物品のうち当該経済連携協定に定められた期間に係る当該物品の輸入数量が当該経済連携協定に定められた一定の数量を超えた場合に当該物品の関税の譲許の適用を停止し、又はその譲許を修正することができる）と定められた物品であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）について、経済連携協定の規定に基づき、当該経済連携協定に定められた期間に係る修正対象物品の輸入数量（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める輸入数量。第三項及び第四項において同じ。）が、当該経済連携協定に定められた当該修正対象物品に係る一定の数量としてあらかじめ財務大臣が告示する数量（同項において「輸入基準数量」という。）を超えた場合には、当該修正対象物品のうち、その超えることとなつた月の翌々の初日からその超えることとなつた月の属する年度の末日までの期間（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める期間。第一号及び同項において「発動期間」という。）内に輸入されるものに課する関税の率は、次に掲げる当該修正対象物品に係る税率のうち最も低いものとする。

一 発動期間の開始の日における実税率

二 当該経済連携協定が日本国について効力を生ずる日（当該経済連携協定に別段の定めがあるときは、その定めるところにより、政令で定める日）の前日における実税率

三 当該経済連携協定に定められた税率として政令で定める税率

25 （省 略）

（軽減税率等の適用手続）

第九条 （省 略）

2 経済連携協定において関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている物品で政令で定めるものについて、その譲許の便益の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

◎ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（抄）

(法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品)

第十九条の二 法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品は、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定（法第七条の七第一項に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とする。ただし、環太平洋協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度（第十九条の四第二項、第十九条の十第三項及び同表の三十八の項において「環太平洋協定発効年度」という。）の初日から起算して四年を経過した日以後においては、同表の四の項から十四の項までの下欄に掲げる物品にあつては、課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税定率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。）が基準価格（関税率表第〇二〇三・一一号の二及び第〇二〇三・二二一号の二に掲げる物品にあつては一キログラムにつき二百九十九円二十五銭とし、関税率表第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二二号の二、第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇六・三〇号の二の(一)及び第〇二〇六・四九号の二の(一)に掲げる物品にあつては一キログラムにつき三百九十九円とする。別表第一の三十八の項において同じ。）以上のものに限る。

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第三十二条 (省 略)

2 法第九条第二項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一 (省 略)

二 関税率表第〇四〇四・一〇号の一に掲げるホエイ及び調製ホエイ（いずれも機構輸入品、無機質を濃縮したホエイ、関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）別表第〇四〇四・一〇号の項で定めるホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもの）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するものに係る数量以内のもの（次号において「関税割当飼料用ホエイ」という。）、同表第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項で定める数量以内のもの（次号及び別表第一の二十六の項において「関税割当調製粉乳用ホエイ」という。）並びに法第八条の六第一項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。）のうち青色であると認められるものであつて、飼料以外の用途に適さないもので財務省令で定める規格を備える配合飼料の製造に使用するもの

三 十 (省 略)

別表第一（第十九条の二関係）

項名	経済連携協定	品名
一	(省 略)	(省 略)

三十一	環太平洋協定	関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品のうち財務省令で定めるものであつて、マレーシアを原産地とするもの（マレーシア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
三十二	環太平洋協定	関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品のうち財務省令で定めるものにあつては、同号の二の（二）に掲げるものうち少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー（スウイエテニア属のもの）、パリツサンドルパラ、パリツサンドルリオ又はパリツサンドルロゼのもの以外のもので、厚さが六ミリメートル以上十二ミリメートル未満のものに限る。）並びに関税率表第四四一二・三三三号、第四四一二・三四号及び第四四一二・三九号の二の（二）に掲げる物品であつて、ベトナムを原産地とするもの（ベトナム発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
三十三	環太平洋協定	関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品（財務省令で定めるものにあつては、同号の二の（二）に掲げるものうち少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー（スウイエテニア属のもの）、パリツサンドルパラ、パリツサンドルリオ又はパリツサンドルロゼのもの以外のもので、厚さが六ミリメートル以上十二ミリメートル未満のものに限る。）並びに関税率表第四四一二・三三三号、第四四一二・三四号及び第四四一二・三九号の二の（二）に掲げる物品であつて、ベトナムを原産地とするもの（ベトナム発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
三十四	環太平洋協定	関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品のうち財務省令で定めるもの以外のもの並びに関税率表第四四一二・三三三号及び第四四一二・三四号に掲げる物品であつて、マレーシアを原産地とするもの（マレーシア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
三十五		
三十八	（省略）	（省略）